

役員報酬減額等について

2023年5月12日
関西電力株式会社

当社は、2023年4月17日、経済産業大臣から受領した業務改善命令等を真摯に受け止め、今後、再発防止に責任をもって取り組むにあたり、責任の所在を明らかにするため、以下のとおり役員報酬減額等を決定しました。

森 望	(取締役代表執行役社長)	月額報酬50%	3ヶ月 [※]
稲田 浩二	(取締役代表執行役副社長)	月額報酬30%	3ヶ月
西澤 伸浩	(取締役代表執行役副社長)	月額報酬30%	3ヶ月
松村 幹雄	(代表執行役副社長 [ソリューション本部長])	月額報酬50%	3ヶ月
槇山 実果	(執行役常務 [ソリューション本部長代理])	月額報酬30%	3ヶ月
宮本 信之	(執行役常務 [総務室担当])	月額報酬20%	2ヶ月
荒木 誠	(執行役常務 [経営企画室、IT戦略室担当])	月額報酬20%	2ヶ月
池田 雅章	(執行役常務 [コグニティブ推進室、経営監査室担当])	月額報酬20%	2ヶ月
高西 一光	(執行役常務 [エネルギー需給本部長])	月額報酬20%	1ヶ月
杉本 康	(取締役監査委員会委員)	月額報酬10%	3ヶ月
島本 恭次	(取締役監査委員会委員)	月額報酬10%	3ヶ月

上記の他、本件に関係する執行役員ならびに従業員(合計5名)についても、社内規程に基づき厳正に対処します。

※本件に関し、本年3月から6ヶ月間、月額報酬の50%を自主返上中であり、上記処分を超える期間については、引き続き自主返上とします。

なお、榊原 定征(取締役会長)から月額報酬の20% 3ヶ月を、自主返上する旨の申出があり、受理しました。

以 上